

日本共産党の公務員改革提言から

市民のための仕事をすすめる市役所へ

日本共産党大阪府委員会は6月、「市民のための仕事をすすめる市役所へ——大阪市の公務員改革についての提言」をだしました。橋下市長のすすめる「最悪の公務員づくり」を正面から批判し、憲法と地方自治本来の精神にそった方向を提起したものです。

市民のための公務員

「市民のためにいい仕事を」

——安全・安心、福祉を第一に

くらし破壊の攻撃が深刻になるもとの、その防波堤となり、市民の命とくらしを守ることが自治体とその職員の役割です。

大阪市でも「市政改革プラン・PT 試案」でコミュニティ・バス(赤バス)への補助の大幅削減が打ち出されたことに職員から批判が相次ぎました。多くの職員が「市民の安全・繁栄なくして、市職員の真の幸せはない」との立場で職務にあたっています。それはもうけ第一の民間ではできない住民への公共サービスを担うことこそ公務員本来の使命だからです。

市職員のくらしと権利

市民のくらし、公共サービス担うにふさわしく

公共サービスを担う市の職員の人間らしい労働・雇用条件を守ることは国際的な常識です。この点で、公務労働を担う職員は非正規ではなく、正規労働者を原則とすべきです。そして、公務員給与引き下げと民間給与引き下げを互いのテコとする賃下げ競争はストップすべきです。

市職員を市民のための「全体の奉仕者」から「橋下市長の下僕」にする「大阪市職員基本条例」は撤廃させましょう。

憲法・地方自治の精神に基づいて

「思想調査」のような違憲・違法な「業務命令」に従う義務などありません

橋下市長は「服務規律」を叫び、「従わない公務員は市役所を出て行って欲しい」とまでいいます。しかし、「服務」というなら、その原点にあるのは、入庁時の「宣誓」どおり、「日本国憲法を尊重し、且つ、擁護することを固く誓い」「全体の奉仕者として、市民の信託による公務を民主的且つ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、誠実且つ公正に職務を執行する」(職員の服務に関する条例)ことにあります。

「思想調査」のような違憲・違法な「業務命令」に従う義務などありません。

労働組合の役割

市民と手をたずさえ真の「市政改革」へ



橋下市長による無法な市の職員労働組合攻撃が加えられているもとの、①市の職員の生活・権利を守るためにたたかう、②自治体変質や破壊攻撃を許さず、広範な市民と共同・連帯し、大阪市の市政改革の先頭にたつ、③職場で住民に奉仕する行政へと改善

するための仕事にも労働組合として取り組むなどの活動が求められています。

そのためにも一部組合に見られた当局との癒着や「特定政党支持義務づけ」などの弱点については、市民目線でみずからたずさえることが求められます。

橋下市長

攻撃の特異なやり口

橋下市長は、これまでの「オール与党」による利権構造や乱脈同和行政などによって生まれた市役所のさまざまな問題をテコにしながら、特異な公務員攻撃を展開しています。

それは①市職員を「市民への命令者」に仕立て上げる。②市民の声を市役所に反映することも、正当な政治活動をする権利も認めない。③「業務命令」で思想良心の自由を踏みにじる「思想調査」をおこない、職員をしばりつける、などを特徴としています。

橋下市長は卑劣にも、こうした攻撃をすすめるために、「公務員＝敵」とあおりたて、市民との分断をはかっています。

橋下語録から

「市職員は市民に命令する立場です」

(4月の新規職員発令式)



「職員は市民の顔色でなく、市長の顔色をみて仕事するのが当然」

(3月市議会で日本共産党議員の質問に)

「職員が民意を語ることは許しません」

(就任後初の施政方針演説)

「公務員も公人、プライバシーもない。だから(政治活動を)制限して当然」

(7月5日の記者会見)